

長野県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年4月1日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第25号

長野県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則

長野県社会福祉総合センター管理規則（昭和47年長野県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第12条各号を次のように改める。

(1) 県が主催又は共催するとき 100分の100

- (2) 国又は県以外の地方公共団体が主催又は共催するとき 100分の50
 - (3) 条例第3条の規定により許可を受けた者の責任によらない理由で全く使用できなくなつたとき 100分の100
 - (4) 条例第3条の規定により許可を受けた者の責任によらない理由で使用予定時間の2分の1以上を使用できなくなつたとき 100分の50
 - (5) 条例第3条の規定により許可を受けた者が、使用開始の日の5日前までにその使用の申請を取り消したとき 100分の50
- 附 則
この規則は、公布の日から施行する。

厚生課

長野県告示第248号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し及び同法第84条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消しを次のとおり行いました。

平成16年4月1日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所 在 地	指定を取り消した年月日
こまくさ	佐久市大字新子田878番地7	平成16年3月31日

(2) 通所介護

事業所の名称	所 在 地	指定を取り消した年月日
ケアセンターともだち	佐久市大字新子田878番地6	平成16年3月31日
ケアセンター笑顔	小諸市山浦654番地	平成16年3月31日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称

ケアマネジメントこまくさ	所 在 地	指定を取り消した年月日
	佐久市大字新子田878番地6	平成16年3月31日

高齢福祉課

長野県告示第249号

ウイルス肝炎医療費給付実施要綱（昭和56年長野県告示第483号）の一部を次のように改正します。

平成16年4月1日

長野県知事 田中康夫

第5中「及び住民票の写し」を「、住民票の写し並びに生計中心者（患者の生計を主として維持する者をいう。以下同じ。）についてその者と医療費の給付を受けようとする者の関係及びその者の所得に関する状況を確認することができる書類」に改める。

第8第1項を次のように改める。

対象患者が負担する一部負担額は、同一の医療機関等（同一の医療機関等における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関等とみなす。）ごとに、1月につき別表に定める額を限度とする。ただし、第3第3号に掲げる各法律の規定に基づく薬局での保険調剤、指定訪問看護及び指定老人訪問看護並びに介護保険法に基づく訪問看護については、一部負担は生じないものとする。

第10中「受給者に係る住民票の写し」を「住民票の写し並びに生計中心者についてその者と医療費の給付を受けようとする者の関係及びその者の所得に関する状況を確認することができる書類」に、「住所」を「住所又は生計中心者」に、「写しの」を「写し又は生計中心者と医療費の給付を受けようとする者の関係を確認することができる書類の」に改める。

第11項中「又は障害厚生年金等の証書の写し」を削り、同第2項中「に規定する受給者証」を「の規定による」に改める。

第12項中「する旨を申請者に通知」を「して第6の規定による受給者証に代えて一部負担なしとした受給者証を交付」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

(別表) (第8関係)

患者一部負担月額限度額表

階層区分		対象患者別の一部負担の月額限度額(円)		
		生計中心者が患者本人でない場合		生計中心者が患者本人の場合
		入院	外来等	
A	生計中心者の当該年度の市町村民税が非課税の場合	0	0	0
B	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500	2,250	
C	生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	6,900	3,450	
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円を超え30,000円以下の場合	8,500	4,250	
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が30,000円を超え80,000円以下の場合	11,000	5,500	左欄に掲げる額の2分の1に相当する額
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が80,000円を超え140,000円以下の場合	18,700	9,350	
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が140,000円を超える場合	23,100	11,550	

- (備考) 1 「市町村民税が非課税の場合」とは、申請日の属する年度(7月1日から翌年の6月30日までをいう。)において市町村民税が課税されていない場合(地方税法第323条により免除されている場合を含む。)をいう。
 2 一部負担の月額限度額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
 3 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをすることができる。
 4 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合の2人目以降の者については、上記の表に定める額の10分の1に該当する額をもって一部負担の月額限度額とする。

附 則

この告示による改正後のウイルス肝炎医療費給付実施要綱の規定は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第5、第10及び第11第2項の改正規定は、平成16年7月1日から施行する。

保健予防課

長野県告示第250号

公衆浴場設備改善事業等補助金交付要綱(昭和48年長野県告示第590号)の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年4月1日

長野県知事 田 中 康 夫

第3の表の公衆浴場設備改善事業の項目「又はふれあい施設(休憩室、談話室、薬湯風呂、サウナ風呂等をいう。)及び「基幹設備又はふれあい施設ごとに」を削る。

第8第3項中「3月31日」を「翌年度の4月10日」に改める。

食品環境水道課

平成16年4月1日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類 公共測量(数値図化レベル2500)
 2 作業期間 平成16年4月5日から平成16年10月31日まで
 3 作業地域 北佐久郡 望月町 全域
 北佐久郡 立科町 全域
 東御市 御牧原、八重原、下之城、羽毛山 地域

監理課

長野県告示第251号

長野県佐久建設事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

長野県告示第252号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年4月1日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

東御都市計画道路 3・3・1号滋野和線
 3・4・3号常田東町線
 3・5・4号大石新張線
 3・4・5号田中牧家線
 3・4・6号稻荷町線

2 都市計画を定める土地の区域

3・3・1号滋野和線

東御市大字滋野字西宿、字反り地、字稻荷、字片羽、字海道田、字清水脇、字小原、字童女、字牧家、字王子平、字順礼觀音、大字加沢字東原、字原、字新田、字北裏、字寺裏、大字常田字伊豆宮、字ハグロ、字コヲロゾイ、大字田中字六反田、大字県字針ノ木沢、字舞台、字六反、字東沢田、字保利田、大字本海野字長縄手、字太平寺、大字和字赤石、字西田の各一部

3・4・3号常田東町線

東御市大字常田字常田、字ハグロ、字ヤクシ、字コヲロゾイ、大字鞍掛字下河原、大字祢津字大鏡、字フケ田、字砂田、字元会下の各一部

3・5・4号大石新張線

東御市大字滋野字牧家、字有津倉、字外城、字金子、字柳原、字西反、大字新張字下原、字新屋敷の各一部

3・4・5号田中牧家線

東御市大字田中字下沖、字田町、字上宿、大字常田字常田、大字田中字城ノ前、字善福寺、大字加沢字善福寺、字大門崎、字樋田、字向田、字前田、字石合、字社宮寺、字柳反、字南平、字流ノ宮道、字赤石、字原田、字古海道、大字滋野字原田際、字西原、字原畑、字一本松、字祢津道東、字下座場、字大道下、字王子平の各一部

3・4・6号稻荷町線

東御市大字田中字上宿、字田町、字五里田、大字県字五里田、字六反の各一部

3 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び東御市役所

都市計画課

長野県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、県道の路線を次のように変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月16日まで、長野県土木部道路維持課において、一般の縦覧に供します。

平成16年4月1日

長野県知事 田 中 康 夫

路線番号	新旧別	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
			終 点		
94	旧	東部嬬恋線	小県郡東部町		終点 群馬郡吾妻郡嬬恋村
	新	東御嬬恋線	東御市		終点 群馬郡吾妻郡嬬恋村

道路維持課

長野県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月16日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県農科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年4月1日

長野県知事 田中康夫

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 波田北大妻豊科線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南安曇郡梓川村大字梓1756番地先から 南安曇郡梓川村大字梓1692番地先まで	旧	m 6.0～12.0	km 0.4786
同上	新	m 6.0～31.0	km 0.4660

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 波田北大妻豊科線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南安曇郡梓川村大字梓1292番地先から 南安曇郡梓川村大字梓1248番地先まで	旧	m 6.4～10.8	km 0.3380
同上	新	m 11.5～15.8	km 0.3380

道路維持課

長野県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月16日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県農科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年4月1日

長野県知事 田中康夫

1(1) 路線名 波田北大妻豊科線

(2) 供用を開始する区間

南安曇郡梓川村大字梓1756番地先から

南安曇郡梓川村大字梓1692番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年4月1日

2(1) 路線名 波田北大妻豊科線

(2) 供用を開始する区間

南安曇郡梓川村大字梓1292番地先から

南安曇郡梓川村大字梓1248番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年4月1日

道路維持課

長野県告示第259号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所及び村役場に備え置きます。

平成16年4月1日

長野県知事 田中康夫

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
糸萱大橋下 (追加)	平成14年6月3日長野県告示第317号で指定した糸萱大橋下急傾斜地崩壊危険区域の標柱6号と7号を結んだ線、標柱7号と右記に掲げる地番に存する標柱17号を結んだ線及び標柱17号と平成14年6月3日長野県告示第317号で指定した糸萱大橋下急傾斜地崩壊危険区域の標柱6号を結んだ線に囲まれた区域	茅野市	北山	上ノ平	8150番	17号

砂防課

長野県告示第260号

平成5年長野県告示第186号（長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第12条第1項の規定による景観形成重点地域の区域指定）の一部を次のように改正します。

平成16年4月1日

長野県知事 田中康夫
2の(3)中「小県郡東部町」を「東御市」に改める。

建築管理課

長野県告示第261号

平成5年長野県告示第187号（長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第13条第1項の規定による浅間山麓景観形成重点地域における景観形成のための計画の決定）の一部を次のように改正します。

平成16年4月1日

長野県知事 田中康夫
3の(3)のウ中「小県郡東部町」を「東御市」に改める。

建築管理課

長野県佐久地方事務所告示第3号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成16年3月18日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成16年4月1日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良
名 称 住 所
北御牧村収入役 北佐久郡北御牧村大字大日向337

会計課

長野県教育委員会告示第4号

昭和39年長野県教育委員会告示第9号（教科用図書の採択地区の設定）の一部を次のように改正します。

平成16年4月1日

長野県教育委員会

本則の表中「浅科村 北御牧村」を「浅科村」に、「上田市」を「上田市 東御市」に、「長門町 東部町」を「長門町」に改める。

教学指導課

長野県公安委員会告示第4号

昭和60年長野県公安委員会告示第35号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく公安委員会が別に定める地域）の一部を次のように改正します。

平成16年4月1日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫
本則中「千曲市」を「千曲市 東御市（八重原、下之城、御牧原、布下、島川原、大日向及び羽毛山を除く。）」に、「丸子町 東部町」を「丸子町」に改める。

生活安全企画課